

第2節 経過措置型医療法人と新設医療法人の差異

第2章の厚生労働省の種類別医療法人の年次推移の表(190～191頁参照)を見ても明らかなように、医療法人は、持分の定めのある社団医療法人を中心に増加してきました。

平成20年においては、医療法人総数の96.8%が持分の定めのある社団医療法人となっています。持分の定めのある社団医療法人の出資持分には財産権があることから、株式のように時価が存在し、出資者が死亡したときは、出資持分に対し相続税が課税されます。

医療法人は、配当することが禁止されていますから、含み益が法人の外に流出せず、出資の評価は雪だるま式に増え、相続税の負担が重荷となる医療法人も見受けられます。

改正医療法においては、持分の定めのある社団医療法人の設立を認めず、持分の定めのない社団医療法人か財団医療法人のみ設立が可能とされています。ただし、既存の医療法人については、従来どおり、持分の定めのある社団医療法人のまま運営することが可能です。

また、既存の持分の定めのある医療法人は、持分の定めのない医療法人への移行は可能ですが、移行後は持分の定めのある医療法人への移行(後戻り)はできません(医法規則30の39)。

改正医療法施行後に新設された医療法人は、持分の定めのない社団医療法人となりますから、設立の際に拠出した財産は寄附となり、拠出者はその出資について財産権を有せず、出資に対して相続税も課税されません。ただし、設立に伴う拠出は、寄附でなく、基金とすることができます。基金は、出資と違って劣後債務の性格を有し、利子の付かない借入金のようなもので、返還を請求することは可能です。しかし、基金の額を上回る返還はなく、基金額と基金の時価とのいずれか低い金額までしか返還されません。